

居 宅 サ ー ビ ス 契 約 書

【 居 宅 介 護 支 援 】 【 介 護 予 防 支 援 】

事業者： あおばケアサービス

第1条(サービスの目的及び内容)

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、要介護状態又は要介護状態の悪化することを予防し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービス又は介護予防サービス等(以下「サービス」という。)が利用者の選択に基づいて適切に利用できるよう、介護保険法(平成9年法律第 123 号)等の関係法令及びこの契約書に従い、居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画書(以下「ケアプラン」という)を作成するとともに、当該計画に基づいて公正・中立な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

第2条(契約の有効期間)

- 1 この契約の有効期間は、令和 7 年 月 日から解約日までとします。
- 2 介護予防支援を契約している利用者が、介護予防ケアマネジメントになり、地域包括支援センターからの一部委託により居宅介護支援事業所が作成または地域包括支援センターが直接作成することになった場合には、そのサービスが提供される日の前日。

第3条(居宅介護支援の担当者)

- 1 事業者は、居宅介護支援の担当者として介護支援専門員(ケアマネジャー)である職員を選任し、適切なケアプランを作成し、サービス提供に努めます。
- 2 事業者は、前項の担当者を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行い、事業者側の事情により担当者を変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。
- 3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。
- 4 利用者が介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに移行する場合、又は、介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行する場合においては、事業所とセンターは密に連絡を取り合い、利用者が遺漏なく円滑にサービスを利用することができるよう努めます。

第4条(ケアプランの作成)

- 1 自宅を訪問し、ご本人及びご家族に面談をいたします。その上で、自立した生活をしていただくために解決すべき課題を明らかにします。その際必要に応じ、ご本人の同意を得た上で主治医意見書等の提示を保険者に申請をいたします。
- 2 本人及びご家族の希望を踏まえつつ、地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公正中立な立場で提供し、サービスが選択できるようにいたします。
- 3 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを選択する上での留意点をふまえケアプランの原案を作成いたします。主治医や各サービス事業者とサービス担当者会議を開催し、ケアプランについての検討をいたします。
- 4 ケアプランの原案における指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、(その種類、内容、利用料等について)ご説明し、文書による同意を得て行います。
- 5 その他、ケアプラン作成に関する必要な支援を行います。

第5条(ケアプランの変更等)

- 1 事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合には、速やかにケアプランを変更するとともに、これに基づきサービスが円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。
- 2 事業者は、利用者がケアプランの範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者等への連絡調整等を行います。
- 3 利用者の意向を踏まえ、必要に応じ要介護認定申請等必要な助言を行う場合があります。

第6条(サービス提供の記録等)

- 1 事業者は、定期的に、ケアプランに記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を書面に記載して、利用者に説明のうえその写しを交付します。
- 2 事業者は、居宅サービス共通記録書等の書面を完結の日から5年間これを電子保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第7条(利用者の解約等)

- 1 利用者は、少なくとも3日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

第8条(事業者の解除)

事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

第9条(契約の終了)

- 1 利用者が介護保険施設等に入所し、要介護認定が受けられなかったこと、要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合、利用者の要介護認定や要支援認定が更新されなかった場合又は、「介護保険法施行規則第四百十条の六十二の四第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」(平成27年厚生労働省告示第197号)に掲げる様式第1の記入内容が、同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当しなかった場合、利用者が死亡した場合等により、この契約が目的とするサービスの利用が困難となった場合には、この契約は終了するものとする。この場合には、事業者は利用者に対し速やかにその旨を通知するものとします。
- 2 事業者は、この契約が終了する場合で、必要があると認められるときは、利用者が指定する他の居宅介護支援事業者等への関係記録の写しの引き継ぎ、介護保険外サービスの利用に係る市町村等への連絡等の調整を行うものとします。
- 3 利用者または、その関係者による当社への過剰な要求、不必要な過剰な連絡行為、各種ハラスメント行為、暴力(身体的暴力、精神的暴力)等の人権を侵害する行為が認められ、健全かつ円滑なサービスの提供が困難となったときには、この契約は終了するものとする。この場合には、事業者は利用者に対し速やかにその旨を通知するものとします。

第10条(事故時の対応等)

- 1 事業者は、サービスの実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービスの実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときには、この限りではありません。

第11条(秘密保持)

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

第12条(個人情報の使用)

個人情報を使用する事業所は、あおばケアサービスとします。使用目的及び条件は、以下とします。

1. 使用目的

- | | |
|--|-----------------------|
| ①介護サービスの提供 | ②サービス事業者との連絡調整等 |
| ③利用者のケアプランを立案し、円滑にサービスが提供される為のサービス担当者会議の情報提供 | |
| ④他の居宅サービス事業者からの照会 | ⑤その他サービス提供に関して必要性がある時 |
| ⑥行政機関が行うサービス担当者会議 | ⑦行政機関への相談又は、届け等 |
| ⑧医療機関、主治医との連携 | ⑨介護保険請求の為の事務関係 |

⑩賠償責任保険等にかかわる保険会社等への相談や届出等

⑪オンライン通話(ZOOM等)又は会議(担当者会議等)

2. 使用にあたっての条件

①必要最小限とし提供にあたっては関係者以外に漏れることがないように注意いたします。

②個人情報を使用した場合、その内容や提供した相手について記録しておきます。又、要望があれば開示いたします。

③情報提供について同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。ただし、後から変更される事は可能です。

第13条(苦情対応)

- 1 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合又は事業者が作成したケアプランに基づいて提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。

第14条(契約外の事項)

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものであるため、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約を行います。

上記のとおり、サービスの契約を締結します

令和 7 年 月 日

利用者 住所 川崎市

氏名

電話

上記代理人(代理人を選任した場合)

住所

氏名

立会人

(住所
氏名)

(注)「立会人」欄には、利用者本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

(事業者) 所在地 川崎市高津区久地4-12-1

川辺ビル201

事業者名 あおばケアサービス

代表者名 石松 慶三 印

【説明確認欄】

令和 7 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により契約事項を説明しました。

事業者名 あおばケアサービス

説明者

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 氏名

代理人又は立会人

氏名

※地域包括支援センターとの契約について、当社と契約をする場合には、✓をお願いします。

☐地域包括支援センターとの契約はしません。

介護予防ケアマネジメントの利用には、地域包括支援センターとの契約が必要なため、必要が生じた(見込まれた場合を含む)際には、別途、地域包括支援センターと契約します。